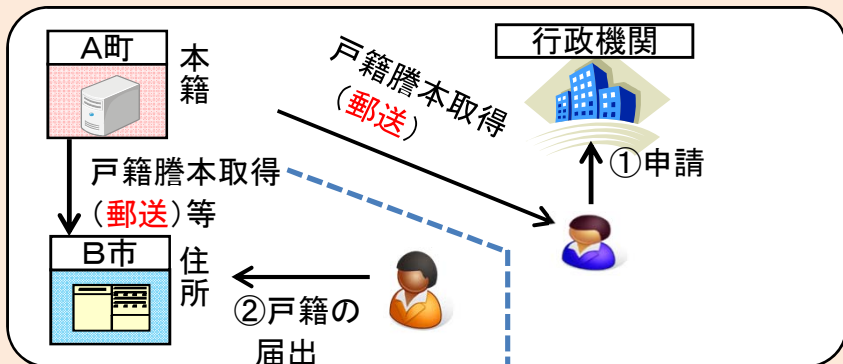


戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入について

戸籍事務をマイナンバー制度の利用範囲とすることへの要望等

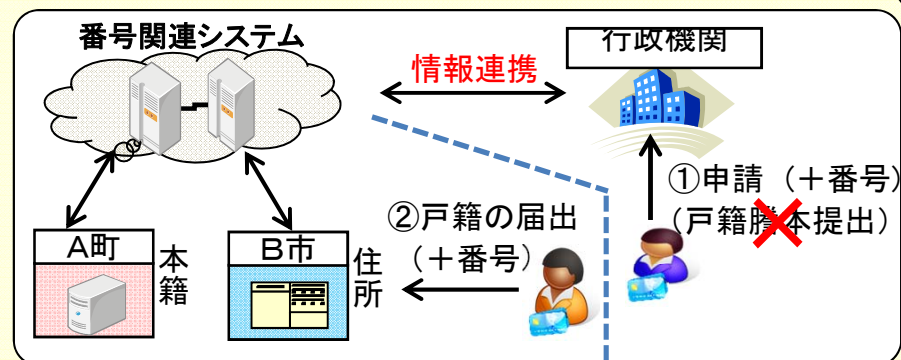
- 戸籍を確認する必要のある年金事務等の行政手続の効率化のため、戸籍事務をマイナンバー制度の利用範囲とする必要性があるとの指摘。
- 全国知事会、マイナンバー等分科会等において、強い要望あり。

現 状



- ①【行政機関への申請手続】
申請者は**戸籍謄本を取得**の上で、**提出**。
(戸籍謄本は本籍地のみで取得可)
- ②【戸籍の届出】
住所地に届出があった場合、**本籍地から戸籍謄本を取得(郵送)**等をする必要がある。

マイナンバー制度導入後の一例



- ①【行政機関への申請手続】
行政機関間での戸籍情報の情報連携により
→○申請者による**戸籍謄本の取得が不要**に。
○他の行政機関による**戸籍情報の迅速な確認が可能**に。
○市区町村の**戸籍謄本交付事務の負担が軽減**。
- ②【戸籍の届出】
情報連携により、住所地に届出があった場合も、**本籍地からの戸籍謄本の取得(郵送)が不要**に。

マイナンバー
制度導入

今後検討すべき事項

〔前提条件として検討すべき事項〕

- ・コンピュータ化する前の紙戸籍等、画像データで保存されているものにつき、どの範囲までマイナンバーとの紐付けを行うか(紐付けの範囲)
- ・戸籍情報システムに記録されている情報のうち、情報連携により提供する情報をどこまで広げるか(情報連携の在り方)

〔前提条件を踏まえた検討事項〕

- ・約1800の市区町村が個別にシステムを構築していることから、番号制度に対応するためのマイナンバーとの紐付け作業及びシステム改修作業の効率化、経費節減の工夫等を検討する必要がある(紐付け作業方法及び情報連携のための中間サーバの在り方等[システム一元化の議論に関連])。